協議資料①補足資料

協議事項「過疎地域持続的発展計画」の評価について　　R8.10.14 地域協議会

■「過疎地域持続的発展計画」について、計画の中で定められている、年に 1 回の評価をお願いします。この計画がどういったものか、なぜ評価するのかについては、4/23 の第 1 回協議会で配布した資料（裏面）をご覧ください。

■第 1 回協議会の際にお配りしたのは、令和８年度～令和１２年度までの計画ですが、今回評価をお願いするのは、令和３年度～令和７年度分の計画になります。

別添、企画課が作成しました協議資料①-1「石狩市過疎地域持続的発展計画の達成状況に関する評価について（令和 7 年度）」及び協議資料①-2「関係資料」をご覧ください。

資料①の 1 ページ目、「地域の持続的発展のための基本目標」にある、「将来人口推計より人口減少を抑制し、定住人口の維持を目標として行きます」を達成していくために、資料②のような各種事業を行ってきました。

しかしながら、状況としては、人口が減少するスピードが、当初の予測より早くなっています。厚田、浜益地区の将来人口も、今までの推計値より、更に減少が速まることが予想されていますが、引き続き、地域の住民の皆さんと一体となり、各種事業に取り組みながら、厚田・浜益地区での暮らしを維持するため、計画に取り組んでいきます。

■10/14 の地域協議会では、令和7年度までの計画について、目標の達成状況をご評価、ご意見をいただきますようお願いします。

参考資料　　R8.4.23 地域協議会配布

◆「過疎計画について」

★そもそも「過疎」とは？

➤山村や離島などで人口が急激に減り、地域社会の機能が低下し、生活維持が困難になること。

★では「過疎計画」とは？

・「過疎地域持続的発展計画」は、国から過疎地域に指定された自治体が作る、地域の発展が続いていくことを目指すための計画です。

⇒要は「過疎地域の対策をこうしていく」、ということを市が示す計画です。

★なんで作るの？

・「過疎対策事業債（過疎債）」という地方債（※）を借り入れるためにこの「過疎計画」を作らなくてはなりません。

この「過疎計画」に書かれている事業を行うための借りるお金だからです。

※地方債とは…都道府県や市町村など、地方公共団体が財政運営に必要な資金を調達するために１会計年度（4 月～３月）を超えて発行する借入金のこと（普通は単年度（1 年）で返さなくてはならない）。主に学校や道路、公園、上下水道などの公共施設の建設費用に充てられます。「借金」ではありますが、地方交付税で７割が戻ってくる、「有利な借金」です。

★なんで地方債なの？

・１年で返さなくていい（長期にわたって返済できる）

・単年度の税収を確保しないで大きな事業、災害対策ができる（地方自治体は、１年１年予算建てが必要）

・長期にわたり、大きな事業の財源が確保できる

・作るものが学校や道路などなので、世代間の公平性が確保できる

★なんで評価をするの？なんの評価？

・法律で過疎計画に掲げる事項の一つとして「計画の達成状況の評価に関すること」とされており、石狩市は計画の中で「毎年度、地域協議会で評価をする」と決めています。

・この計画の中で掲げられている目標に向かって、きちんと政策が実施されているか、効果はあるのかなどを評価します。